

(趣旨)

第1条 この規則は、茅ヶ崎市附属機関設置条例（平成10年茅ヶ崎市条例第44号）に基づき設置された茅ヶ崎市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の所掌事項、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 交通会議は、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第9条の2の規定に基づく協議その他地域の住民の生活に必要な旅客輸送の確保に係る事項に関する協議を行うものとする。

(委員)

第3条 交通会議の委員は、道路運送法施行規則第9条の3第1項各号及び同条第2項各号に掲げる者とする。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 交通会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、交通会議の会務を総理し、交通会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 交通会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 交通会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 交通会議の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 交通会議は、その任務を行うため必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 交通会議の庶務は、都市部都市政策課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成28年7月1日から施行する。